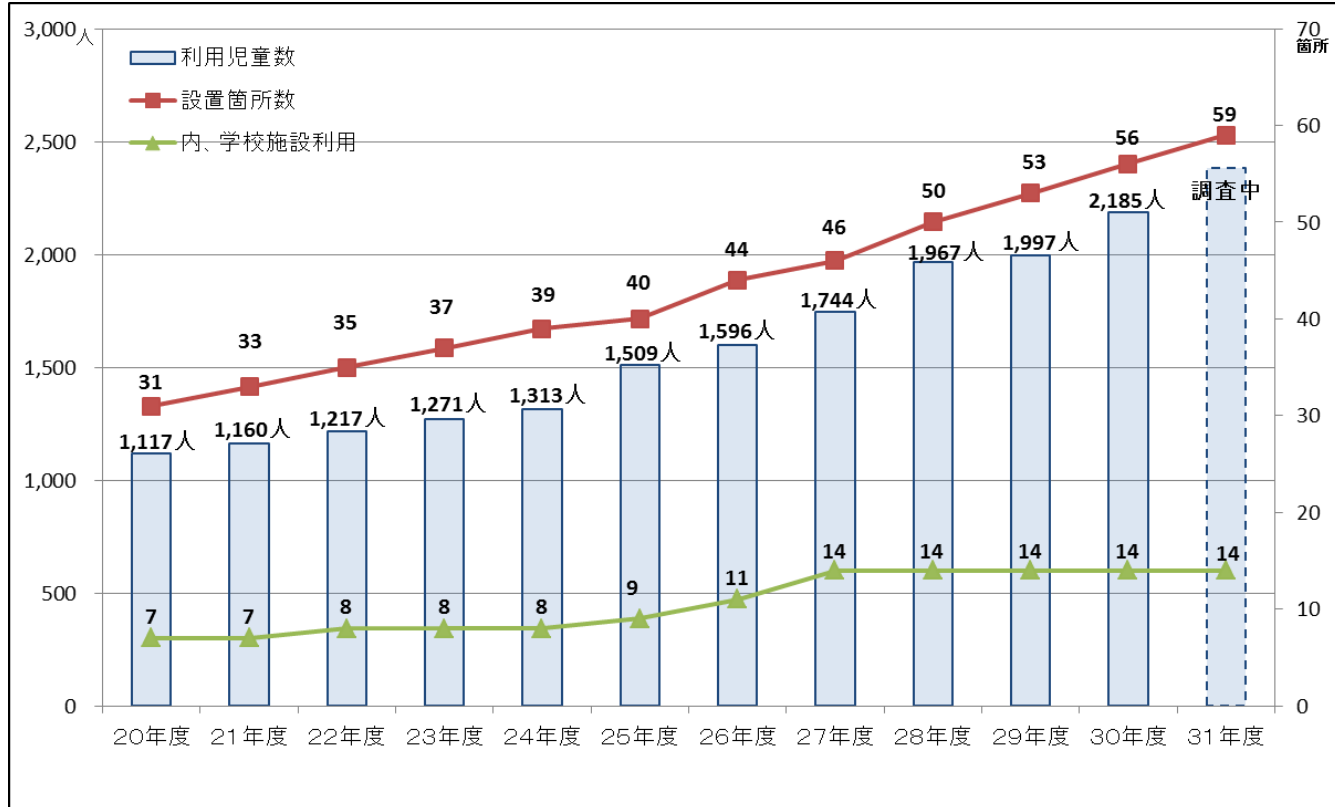


事項書4. 学童保育所による学校施設の利活用について

① 学童保育所の設置状況

本市では、全ての小学校区に学童保育所が開設されており、利用児童数が多い校区においては、複数の学童保育所が開設されている場合もあることから、平成31年4月1日現在で59箇所となっています。

本市では、学童保育所は保護者や地域の方、NPO法人などで構成された運営委員会が設置・運営する民設民営方式となっております。 [利用児童数と設置箇所数の推移]



女性の社会進出が進み、働く女性の増加と潜在的就業意向も高まっている中、保育園の入園希望者も増えている現状があり、今後も当面は学童保育所ニーズも増加していくことが予想されていますが、地域の運営委員会は新たな設置場所を確保することに苦慮しています。

② 学童保育所による学校施設の利活用状況

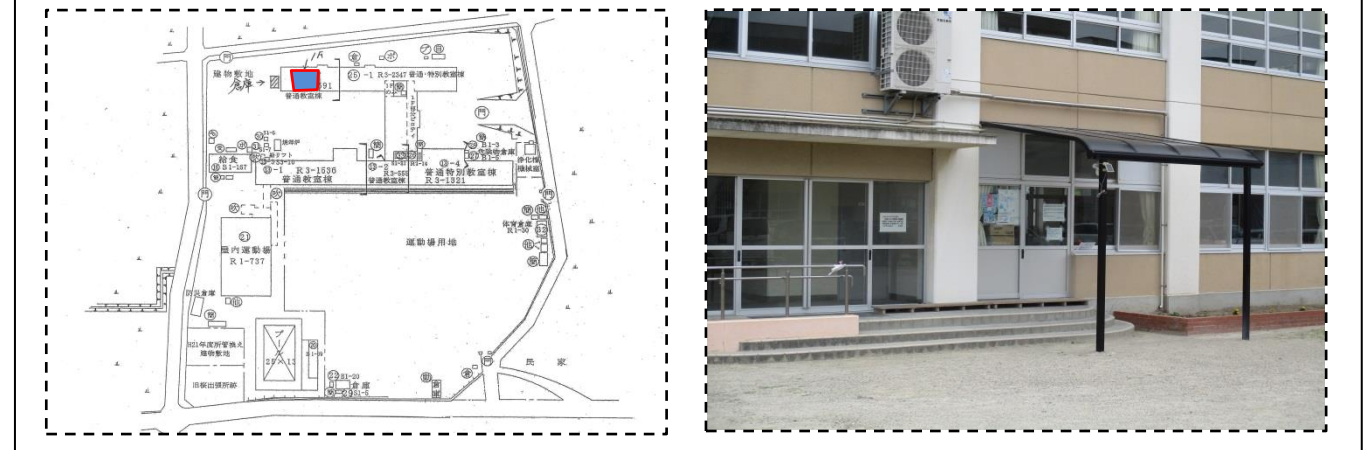
本市において、学校施設を利活用している学童保育所は14箇所あり、内訳は、教室を利用している学童が4箇所、教室以外の学校施設を利用している学童が1箇所、学校敷地の一部に専用施設を建築している学童が9箇所となっています。

名称	設置形態		
	教室	教室以外の学校施設	学校敷地内専用施設
1 桜地区学童保育所	○		
2 塩浜学童保育所	○		
3 八郷学童保育所	○		
4 神前学童保育所	○		
5 富洲原学童保育所			○
6 大谷台第1学童保育所			○
7 大谷台第2学童保育所		○ 陶芸室	
8 海蔵第1学童保育所			○
9 海蔵第2学童保育所 クラス1			○
10 海蔵第2学童保育所 クラス2			○
11 常磐西学童保育所			○
12 内部東第1学童保育所			○
13 内部東第2学童保育所			○
14 三重北学童保育所			○
計	4箇所	1箇所	9箇所

現在、学童の運営委員会から施設の新設や移転に際し、学校施設を活用したい旨の相談がなされた場合には、教育委員会と子ども未来部で協議・調整を行っています。学校施設によっては現実的に余裕スペースがないなどの理由もあり、近年は新たな学校施設の活用はあまり進んでいない状況ですが、児童のより安全・安心な環境を確保するために、教室だけでなく、敷地を含めた学校施設全体の利活用を一層進めることが必要と考えています。

③ 学童保育所による学校施設の利活用事例

【教室の利活用事例】



【教室以外の学校施設の利活用事例】



【学校敷地内に専用施設を建築している利活用事例】

